

石灰窒素は肥料と農薬の両方の登録を受けています

農薬登録を受けるためには、薬効試験のほか、各種安全性試験、環境への影響試験等 30 種類以上の試験成績の提出が求められ、厳正な検査を受けていますので、安心してお使いいただけます。適用範囲、使用に際しての注意事項が定められており、製品に表示することが義務付けられています。

使用記録を残す(記帳)場合は、目的に応じて、肥料とするか農薬とするか決めて下さい。

農 薬 の 表 示

農林水産省登録 第12863号
農薬の種類 石灰窒素

←

登録を
受けている
証明

タイプ	肥料(保証)	農薬(有効成分)
粒 状	窒素20%、アルカリ分55%	カルシウムシアナミド55%
防散/粉状	窒素21%、アルカリ分55%	カルシウムシアナミド50%



粒 状



防 散



粉 状

★使用に当たっては、袋の裏面の使用上の注意をよく読んでからお使い下さい。